

(仮称) 日野市子ども包括支援センター内子育てひろば及び中高生世代支援の場
運営業務委託事業者審査委員会設置要領

令和5年7月10日
制 定

(設置)

第1条 (仮称) 日野市子ども包括支援センター内に子育てひろば及び中高生世代支援の場を開設し運営するにあたり、専門的・創造的な知識・経験を生かして運営ができる者(以下「事業者」という。)をプロポーザル方式により厳正かつ公正に選定することを目的として、(仮称) 日野市子ども包括支援センター内子育てひろば及び中高生世代支援の場運営業務委託事業者審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 事業者募集要領に関すること。
- (2) 事業者の審査基準の策定に関すること。
- (3) 事業者の選定審査に関すること。
- (4) その他、必要な事項に関すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって委員として構成する。

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は子ども部長をもって充て、副委員長は子ども家庭支援センター長をもって充てるものとする。
- 4 委員長が特に必要と認めたときは、臨時委員を置くことができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席で成立する。
- 3 委員は、やむをえず会議に出席できないときは、審議事項に対する意見等をあらかじめ書面で、委員長に提出することができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところとする。
- 5 委員会を開催できない場合には、文書による委員の合議決裁により議事を決することができる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、選定委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めその意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、前条の規定による審査の結果及び候補事業者を副市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども部子ども家庭支援センター地域支援係において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、令和5年7月10日から施行する。
- 2 この要領は、(仮称)日野市子ども包括支援センター内子育てひろば及び中高生世代支援の場運営業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。

別表 (第3条関係)

委員会役職	職務
委員長	子ども部長
副委員長	子ども家庭支援センター長
委員	教育部統括指導主事
委員	子育て課長
委員	発達・教育支援課長
委員	子ども家庭支援センター地域支援係長
委員	子ども家庭支援センター相談援護係長
委員	子ども家庭支援センター母子保健係長